

第7回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録

1. 日時 平成20年12月10日(水) 13:30~15:30

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 A会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:長橋主査(日本原子力発電),森副主査(中部電力),石合(電源開発),磯野(四国電力),岡村(日本原燃),白土(日本原子力研究開発機構),菅原(日本原子力技術協会),辻(関西電力),中田(北陸電力),早川(北海道電力) (10名)

代理委員:右田(九州電力・田尻委員代理) (1名)

常時参加者:小林(日本原子力発電),岩崎(関西電力) (2名)

オブザーバ:阿部(日本原子力研究開発機構) (1名)

事務局:田村

4. 配布資料

資料No.7-1 第6回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録(案)

資料No.7-2 第16回 安全設計分科会 議事録(案)

資料No.7-3 原子力発電所緊急時対策所設計指針の検討状況及び確認事項について(第16回安全設計分科会説明資料)

資料No.7-4 日本電気協会 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(JEAG46XX-200X)作成原案

資料No.7-5 日本電気協会 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(JEAG46XX-200X)作成原案(安全設計分科会/規格委員会向け)

資料No.7-6 JEAG46XX-200X 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(案)

5. 議事

(1)定足数確認について

1) 事務局より代理出席の報告があり,長橋主査の承認があった。事務局より,委員総数14名に対して出席委員が11名であり,委員総数の3分の2以上という委員会決議の条件を満たしていることの報告があった。

2) 事務局よりオブザーバ参加の報告があり,長橋主査の承認があった。

(2)前回議事録の確認について

事務局より資料No.7-1に基づき前回議事録案の説明があり,了承された。

(3) 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(JEAG46XX-200X)指針案について

1) 長橋主査より,資料No.7-2,7-3に基づき,11月18日に実施した第16回安全設計分科会の中間報告について,説明があった。主な意見は次のとおり。

- ・被ばく評価については現実的な評価とすることも考えたらどうかとの意見を頂いたこともあり、分科会での意見も踏まえて、次回の分科会に指針案を上程したいと考えている。
- ・分科会の議事録では、「情報伝送内容に関しては、民間が決めるのではなく、国からの要求事項によって決まってくる」とあるが、情報伝送は、双方にメリットがあるために実施しているものであり、国と民間の合意に基づく措置となっている。単純に民間が決めることではない、とは言えない。

指針策定にあたって、ERSSの情報伝送項目全てを指針内に盛り込まないことを議論してきたはずであり、この記載で問題があるのか。

今の書き方であれば問題ない。

2) 長橋主査より、資料No7-4に基づき、指針制定案の前回検討会以降の変更点について説明があった。主な意見は次のとおり。

- ・被ばく評価について、緊対所の換気設備は、連続運転であって微正圧を加える。各社の設備が正圧であれば余計な記載はせずにインリークの記載は不要、のどちらかにすべきではないか。

正圧の維持は外気取り入れでなければ困難であり、原則は、循環運転かつ手動で外気取り入れとなる。

- ・設備設計はそのとおりであるが、実際の運転方法を決めていない。
- ・被ばく評価で影響が大きいのは、アクセス時の被ばくとインリーク。インリークを認めると評価上厳しいため、インリークを除外する考えがあると良い。アクセスについては、緊対所の外に出ない等の管理をすれば良い。
- ・被ばく評価上余裕があればインリークを考慮してもよいのでは。
- ・米国でインリークは議論になっていない。過剰な対応ではないか。
- ・緊対所を循環運転とすると、定員との関係もあるが、炭酸ガスの濃度から難しいと想定されるため、外気取り入れとなる。

設計上正圧と言えないのであれば、「一例として、連続運転で正圧が維持できる設備仕様であれば・・・」と記載してはどうか。

- ・正圧を担保することが求められるのではないかと。または、運用側で運転方法を定める必要があるのではないかと。

被ばく評価の中で、各社が決める話。

- ・PWR最新機は再循環運転で正圧を担保することができないと聞く。
- ・正圧という言葉を使わないほうが良いのでは。
- ・設備設計の指針なので、「換気設備によって正圧となる設備仕様であればインリークを考慮しなくて良い」と記載し、こういう運転で正圧となるようにするという事等を考えれば良いのではないかと。指針はあくまで例示。

「換気設備によって微正圧となる設計仕様である場合には、インリークを考慮しない」旨の記載を検討したい。

- ・評価期間について、5日間で良いという理由は何か。

火原協の指針が5日としていることと、あくまで例示であることが理由。また、PWRの工認添付資料では5日間としている。日数等は各社で設計時に検討すべきことと考える。

- ・解説 - 3「必要な期間」を消してはどうか。
原子力災害対策特別措置法，指針，省令 62 号の記載でもあり，このままの記載とする。
- ・2.適用範囲「再処理施設も準用できる」と記載しているが，「本指針を参考とすることができる」に変更してはどうか。
拝承
- ・3.関連法規，規格で最終改定日を記載しているが，逐次改正されるものであり，記載は不要ではないか。
指針策定において参考とした段階の法令・規格等を示しているため，通常このような形にしている。
- ・解説 20 でオフサイトセンターとの専用回線を設けるとは何か。敷地外に回線を設けることについて通信事業法に抵触しないか。
- ・専用回線といっても，発電所の内線，NTT 回線，PHS の範囲内にオフサイトセンターがあるなど電力により違いがある。
- ・平成 13 年頃に要求があり，電力の設備を設置しているもの。オフサイトセンターのパンフレットにも記載が有り，問題ないのではないか。
- ・解説 20 の表題では，国，関係自治体との専用回線となっているが，オフサイトセンターは国，自治体と考えて良いか。
本文では，少なくとも 1 つとあり，オフサイトセンターとの専用回線でも可となる。
- ・解説 14 の緊急時に必要な情報について，BWR の例では放水口モニタの記載があるが，PWR に記載がないのはなぜか。
BWR では常時伝送の 18 項目に入っている項目のため記載したが，BP の記載を合わせて，放水口モニタを削除したい。
- ・解説 14 の FBR の例示は記載するのか。
詳細検討中であり，指針へは記載しないこととしたい。
- ・本日の議論で，指針記載内容の方向性はほぼ固まったものと理解している。コメントの修正箇所は後日送付し，各委員に確認してもらうこととするが，次回(2月12日)の安全設計分科会に，指針案を上程することとしたい。
- ・本指針制定案について，安全設計分科会に上程することを挙手により決議し，全員賛成により可決となった。なお，編集上の修正は1月中まで受け付けることとし，意見があれば主査まで連絡することとした。また，意見の内容によっては検討会を開く必要があるため，検討会開催は，主査の判断で実施することとした。
- ・事務局より，本指針の番号は JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」とすることの報告があった。
- ・本指針案制定について，火原協，METI 防災課へ説明に行くこととした。

6. その他

- ・次回の検討会開催は別途調整することとした。

以 上